

小川富也税理士事務所だより



**確定申告4月15日まで延長
緊急事態宣言で1か月延長**

による緊急事態宣言が10の都府県で延長されることが決まったことを受け、国税庁は確定申告の期限を1か月延長し、4月15日までとした。新型コロナウイルスの影響で確定申告の期限が全国一律で延長されるのは2年連続。

去年の確定申告では、全国の会場に380万人余りが訪れたということで、国税庁は申告会場の消毒や換気を徹底するほか、混雑を緩和するため、時間を指定した入場整理で実施すると発表した。

個人事業者の消費税の申告・納付期限も3月31日から4月15日までに延長される。今年の確定申告の期限は、3月15日までとなっていた。しかし、新型コロナウイルス

**実質無利子・無担保融資
融資の要件を緩和**

コロナ禍の長期化で影響を

受けた事業者に対する金融機関の融資要件が緩和された。日本政策金融公庫国民生活事業と民間金融機関による実質無利子・無担保融資の上限額を4000万円から6000万円に引き上げたほか、日本公庫中小企業事業と商工中金による実質無利子・無担保融資の上限額も2億円から3億円に引き上げた。さらに直近1ヵ月以上だった売上現状実績も「直近2週間以上」で比較できるようにしている。

また、融資の際に月次の売上を示す試算表の提出を省略できるようにした。申請時の押印も不要とし、資金繰り支援の運用を柔軟化した。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言の延長を受けて、国税庁は確定申告の期限を1か月延長し、4月15日（木）までにする」と発表した。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言の延長を受けて、国税庁は確定申告の期限を1か月延長し、4月15日までとした。

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

**「ＩＴ戦略ナビ」を公開
中小企業のＩＴ化を支援**

中小企業基盤整備機構では、中小企業の生産性向上を目的に、web上で簡単に自社の経営課題・業務課題を

「見える化」し、ＩＴ戦略を立案できるサイト「ＩＴ戦略ナビ」を公開した。

生産性向上にはＩＴ化の推進が有効だが、「何から始めんでいる中小企業・小規模事業者は多いとみられる。「ＩＴ戦略ナビ」では3段階の項目ごとに自社の状況を選択していくと、ＩＴの活用で自社ビジネスが成功するまでのス

トーリーを図表1枚にまとめた「ＩＴ戦略マップ」が作成される。

自社のおかれた課題が一目瞭然で分かるほか、課題解決に役立つＩＴ機器やシステムを簡単に確認することができる。

また、緊急事態宣言の解除後も知事が私権制限を伴う命令を部分的に出せる「まん延防止等重点措置」を新設した。

一方で、国と地方自治体は、休業や時短に応じた事業者を支援するため、必要な財政上の措置を講じるよう明記された。

<https://it-map.smri.go.jp/>

改正コロナ特措法

新型コロナ感染症に対する改正特別措置法

(改正)コロナ特措法)が施行された。

特措法では、対策の実効性を高めるため、緊急事態宣言のもとで都道府県知事は、営業時間の変更などを「要請」でくることになりました。正當な理由なく応じない事業者には「命令」することができます。そして「命令」に応じない事業者には行政罰としての過料が設けられています。

また、緊急事態宣言の解除後も知事が私権制限を伴う命令を部分的に出せる「まん延防止等重点措置」を新設した。

一方で、国と地方自治体は、休業や時短に応じた事業者を支援するため、必要な財政上の措置を講じるよう明記された。



●秘密保持契約に盛り込む項目の例●

- ①顧客・取引先情報に関する事項
- ②商品企画・開発に関する事項
- ③製造技術・設計に関する事項
- ④財務内容に関する事項
- ⑤人事に関する事項
- ⑥他社との業務提携に関する事項
- ⑦その他会社が特に秘密保持の対象として指定した事項、および客観的に秘密情報を扱われる情報



営業秘密持ち出し転職 秘密情報の流失リスク

——不正競争防止法

大手携帯電話会社のソフトバンクから競合の楽天モバイルへ転職した元社員が「営業秘密」を持ち出したとして、不正競争防止法違反の疑いで逮捕されました。転職に伴い、企業の営業秘密が流失するケースは少なくありません。そこで今回は、元社員による営業秘密の持ち出しについて考えてみます。

顧客名簿・取引先情報や、自社で開発した独自の技術などといった営業秘密は、企業にとって大切な財産として大切に扱われています。これを従業員が退職時に持ち出し、転職先の同業他社で利用されたり、自ら起業して利用されたりしては、企業経営に重大な影響が生じてしまします。

そこで不正競争防止法では「不正競争行為」として、営業秘密の不正取得・開示・使用を禁止しています。営業秘密に該当する情報は企業が「秘密」として管理しているノウハウや技術情報、秘密データ、顧客リストなどです。しかし、ビジネスの世界では、前職の人脈を使って営業活動をしたり、前職の仕事のノウハウを実践したりするなどの行為は一般的に行われており、企業が管理する営業秘密に該当しない範囲であれば法的な問題はありません。

一方、元の企業の秘密情報を不正

に入手するために社員を引き抜くという行為は、不正競争防止法違反に該当します。例えば、特定部門の営業秘密を不正取得するために上司と部下をごつそり引き抜くようなケースや、特定社員が知る営業秘密を取得するために、その社員をヘッドハンティングするようなケースが該当する可能性が高いといえます。

競合他社の転職については、社員には「職業選択の自由」が憲法で保障されており、転職を制限することは難しい面があります。そのため、多くの企業では社員との契約（就業規則や誓約書の締結）で、社員の同業他社への転職を一定期間制限したり、営業秘密の漏えいを禁止したりすることによって営業秘密の流出リスクに備えています。

■競業避止義務と秘密保持義務■

「競業避止義務」とは、所属する会社と競合する会社に転職する、競合する会社を起業するなどして、会社の情報（製品・商品の開発情報、技術情報、顧客名簿等）を利用して「競業避止義務」とは、所属する会社と競合する会社に転職する、競合する会社を起業するなどして、会社の情報（製品・商品の開発情報、技術情報、顧客名簿等）を利用することで、競業規則に規定した上で、例えば、特定のプロジェクトに参加することによって、ある会社に就職した際等の節目に、より具体的な秘密保持誓約書を交わしておくと、有効性を高めることができます。

したがって、会社としては、ある程度具体的に秘密保持の対象となる秘密情報に關し、就業規則に規定したり、個別の誓約書を取得するなどして、秘密保持義務を具体的な契約内容としておくことが大切です。

具体的には、以下のようないくつかの項目を規定します。それは、会社の許可がない限り、退職後も含め、

口頭、あるいは文書等の媒体の種類を問わず、第三者に漏えい、または開示しないことを規定します。

- ①顧客・取引先情報に関する事項
- ②商品企画・開発に関する事項
- ③製造技術・設計に関する事項
- ④財務内容に関する事項
- ⑤人事に関する事項
- ⑥他の会社との業務提携に関する事項
- ⑦その他会社が特に秘密保持の対象として指定した事項、および客観的に秘密情報と考えられる情報

秘密保持義務あるいは競業避止義務の観点から、どのような情報が秘密に該当するのかということを明確にしてことが重要です。こうしたこととを就業規則に規定した上で、例えば、特定のプロジェクトに参加することによって、ある会社に就職した際等の節目に、より具体的な秘密保持誓約書を交わしておくと、有効性を高めることができます。



「事業再構築補助金」の概要

経済産業省は、新型コロナウイルスの追加経済対策として創設された「事業再構築補助金」の概要を発表しました。事業再構築補助金は、中小企業の新分野展開や事業転換などを支援する制度です。そこで今月では、「事業再構築補助金」の概要を紹介します。

事業再構築補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、需要や売り上げの回復が難しいなかで、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業再編などに取り組む中小企業を支援する補助金です。

■補助対象要件 ■

【飲食業（居酒屋）】

→店内での飲食営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

【タクシー（ハイヤー）事業】

→新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料品の宅配サービスを開始。

①直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となつて事業再構築に取り組む。

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3・0%（一部5・0%）以上増加、または従業員一人あたり付加価値額の年率平均3・0%（一部5・0%）以上増加の達成。

④については、申請時点ではこのような要件を満たす事業計画を作成することになります。

なお、「任意の3ヶ月」が連続している必要はありません。付加価値額は、営業利益+人件費+減価償却費となる予定です。

■補助対象となる経費 ■

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経

費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）などが補助対象経費に含まれます。
※補助対象企業の従業員の人事費および従業員の旅費は補助対象外。

■補助金額・補助率 ■

・中小企業（通常枠）

1000万円以上6000万円以下

補助率…2／3

・中小企業（卒業枠）400社限定

6000万円超～1億円以下

補助率…2／3

・中堅企業（通常枠）

100万円以上8000万円以下

補助率…1／2（4000万円超は

1／3）

・中堅企業（グローバルV字回復枠）

100社限定

8000万円超～1億円以下

補助率…1／2

・特別枠

通常枠の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（もしくは対前々年）同月比で30%以上減少していることが要件。事業規模に応じて補助上限額が設定。

（補助対象経費の例）

店舗縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費用や広告宣伝のための費用など

【例3 美容室】

一般客が減った美容室が、インターネットを活用した

新しいシステムの導入費用など

（補助対象経費の例）

補助金の公募は3月中にも開始される予定です。今後、事業内容が変更される場合もあります。

詳細は経済産業省HP
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html



在宅勤務に係る費用負担

（手当や通信費等の取扱い）

新型コロナ対策の一環として、従業員を在宅勤務にシフトする企業が増加しています。国税庁はこのほど、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」を公表。在宅勤務で生じる様々な費用について、以下のような取扱いとすることを示しました。

在宅勤務手当

在宅勤務手当は、在宅勤務に通常必要な費用の実費相当額を精算する方法で支給する一定の金額については給与課税の必要はありません。

ただし、在宅勤務手当として、例えれば、毎月5000円を渡切りで支給するなど、業務に使用しなかつた場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないものを支給した場合は給与課税する必要があります。

事務用品等の支給

また、企業が従業員に事務用品等（パソコン等）を支給した場合には、その事務用品等の所有権の所在により課税関係が異なるとしています。例えば、企業が所有するパソコンを従業員に貸与する場合は給与課税の必要はないとしています。

必要はありませんが、そのパソコンの所有権が従業員に移転する場合には現物給与として課税する必要があります。

通信費・電気料金

電話やインターネットの通信料も在宅勤務に通常必要な費用であれば給与課税の必要はないとして、その際の業務使用部分の合理的計算として、「従業員が負担した1ヶ月の費用額×（その従業員の1ヶ月の在宅勤務日数÷該当月の日数）×1／2」という算式を示しています。

また、電気料金に係る業務使用部分についての合理的計算としては、前記の算式に「業務のために使用した部屋の床面積割合」を考慮して算出します。

レンタルオフィス

このほか、従業員がレンタルオフィス代等を立替払いし、かつ、業務のためには企業に提出してその代金が精算されているものについては給与課税の必要はないとしています。

3月の税務と労務

一税務

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
- ★所得確定損失申告書の提出期限…3月15日
- ★前年分所得税の総収入金額報告書の提出期限…3月15日
- ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
申告期限…3月15日
- ★国外財産調査書の提出…3月15日
- ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
- ★個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日
- ★1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3月31日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
- ★法人・個人事業者（前年12月分及1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
- ★7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…3月31日
- ★消費税の年税率が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
- ★消費税の年税率が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
※新型コロナの影響により、確定申告の期限が4月15日（木）まで延長となりました

二労務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月31日

好景気と不景気

松下幸之助氏は、「好景気のときは、駆け足をしているようなものだ。一方、不景気はゆるゆる歩いているようなもの。駆け足のときは他に目が移らないから、欠陥があつても目につかないが、ゆるゆる歩いているときは前後左右に目が移るから欠陥に目がつき、修正ができる」「好景気良し、不景気なお良し」と語っています。▼不況期には、商品やサービスが簡単に売れないと語っています。そのため、徹底的に製品やサービスの見直しを行います。会社が生き残るために身体を筋肉質にしています。

しかし、体力をつけていく絶好的の機会となります。▼また普通のことをやっていても効果がないかもしれませんから、思い切った発想・新しい発想が生まれる可能性があります。松下氏は「かつてない困難からは、かつてない革新が生まれ、かつてない革新からは、かつてない飛躍が生まれる」とも語っています。▼雑巾を絞つても一滴も出ないというのであれば、新たな方法を考えようとするのが自然であり、不景気はそういう機会を与えてくれるのではないかでしょうか。